

【シリーズ】

放送番組の流通 著作権をめぐる疑問を解く

第三回 IP 再送信は可能か？

竹内冬郎

1. はじめに

～「伝送路」への関心の高まり

総務省の情報通信審議会は、04年来「地上デジタル放送の利活用のあり方と普及に向けて行政が果たす役割」を審議しており、05年7月「第二次中間答申」を発表した。その内容は多くの地上波放送事業者にとって衝撃的なものとなった。

答申は、地上デジタル放送への全面移行のため、いわゆる「放送と通信の融合」を活用したデジタル放送の普及策を積極的に講じるべきであり、具体的に、IP（インターネットプロトコル）や衛星放送での再送信の実現に積極的に取り組むべきだ、としたのである。

これは、デジタル放送への全面移行に向けた取組みが不十分と見られる状況に対して、全面移行に伴うアナログ放送停止の政策目標期日「2011年7月24日」を、「何が何でも達成する」という強い意志表示である。だが、そのことと並んで、放送事業者に大きな衝撃を与えたのは、有線、無線を問わず他の伝送路事業者の力を借りるべきだとする具体的な方策の提起だった。中でも、ブロードバンド通信回線を放送の伝送路として用いる、「IP再送信」のシナリオに関心が集まった。

放送システムは、番組編成からエンドユーザーである視聴者に信号を届けるまで、放送事業者が自らの責任で行うことを基本的な秩

序としている。これに対して「IP再送信シナリオ」は、ブロードバンド伝送路の活用を目指す新たな産業動向と密接に関わるものであり、従来の放送や放送事業の秩序に大きな変革をもたらすことが十分予想される。「放送と通信の融合」の伝送路での具体形態と言える。

答申の「IPマルチキャストによる地上波再送信」の節（第三章2節）には、具体的な取組み項目が三点あげられている。その一つに、総務省マターの審議会としては異質な印象を与えるものがある。

「IPマルチキャストによる放送の著作権上の位置づけの明確化」

「放送」は電気通信としての放送制度だけでなく、著作権制度の中にも重く位置づけられている。しかし、答申が「IPマルチキャストによる放送」と呼ぶ公衆向けの送信形態は、著作権制度では「放送」には該当しないとされているのである。

IP再送信を推奨しようにも、それが権利的にどう位置づけられるか明確でなければ、権利者から利用許諾を得る方法もわからない。これは、ネット送信系の新規事業者が、放送制度と著作権制度の間の矛盾としてこの数年来強く指摘し続けている論点である。

従来、放送と通信は、同様に電気通信システムでありながら別々の制度体系に位置づけられてきた。「再送信」はこの両者をつなぐ微

妙な位置にある。

シリーズ最終回となる本稿は、放送と通信の融合の最前線ともいえる「IP 再送信」を契機に、著作権制度の「放送」の位置づけとその意味を見ていくことにしたい。

2. IPTV 事業における「放送」の位置づけ

①放送コンテンツへの食指

著作権の視点から放送と通信の関係を考える上で、参考になる事例がある。

04年秋、IPTV サービスを行っているヤフーBBは、従来のADSLサービスに加えて、光ケーブルによるFTTHサービスに進出することを発表、併せて、一連の映像関連サービスに取組む今後の姿勢を明らかにした。その内容が、放送局や受信機・録画機メーカーの著作権担当者間で物議をかもした。それは、次の二つのプランである。

一つは、「テレビ放送全般のポータル画面を獲得する」というもので、具体的には、「無線テレビボックス」と称する専用の地上波受信機の提供サービスである。家庭のアンテナで受信した地上波放送信号を、ヤフーBBが行う映像配信サービス「BBTV」の専用端末へ無線で飛ばす機器である。BBTVと契約してその専用端末を備えれば、配信サービスと同じ環境で地上波放送も視聴できるシステムとなる。もちろんアンテナは必要だが、操作端末のレベルで見れば、あたかもBBTVが地上波チャンネルを再送信しているかのような仕組みになる。そのうえ、再送信の場合と異なり、視聴する画面としてはBBTVのポータル画面に放送チャンネルの画面をウィンドウの形で取り込み、あたかもBBTVがサービスするコンテン

ツであるかのように表示することもできる。

もう一つは、「レンタルサーバー・サービス」というもので、ネット上に置かれたサーバーを視聴者がレンタルで利用し、自身だけに限定されたアクセス権限で、好みの放送番組を録画蓄積し、再生視聴できるというサービスである。視聴者は、自宅に録画機を用意しなくてもネット上のサーバーと契約するだけで大容量録画機として使用することができる。受信後の蓄積した放送番組を、公衆回線を通じてやりとりする仕組みの提供である。

この二つのサービスプランがそのまま実現されることはなかった。その後、ヤフーBBの映像配信関係者は各放送事業者を回ってその意見を聞きながら実現可能な方法を詰め、「無線テレビボックス」によるサービスだけを違法性のない形で開始している。

②第三者は放送を利用できない

放送事業者が送出した放送電波を視聴者に送り届ける最終部分で、第三者がその放送電波をどのように扱うことができるか。あるいは、受信後の放送番組の取扱いに第三者がどのように関わるることができるか。

これはセンシティブな問題であり、放送局だけでなく受信機や録画機メーカーの著作権担当者にとっても、注意深く対処すべき問題と認識されている領域である。このような大胆なサービスが成立するとは思えない、というのが関係者の偽らざる感想だったに違いない。

無線テレビボックスのサービスは、その仕組み自体に違法性はないと言えるだろう。視聴者が自ら受信した放送を、所有する機器を複合的に用いて視聴しているだけで、第三者は介入していないからである。だが、営利事

業者のサービスフレームのなかに、受信コンテンツや放送チャンネルが取り込まれてしまうことは、放送内容に独自の編集責任を有する放送局にとって気になるところである。コンテンツ送信があたかも配信事業者によって行われているかのような画面づくりは、視聴者に誤解を与えるものであり、その責任所在の面から問題となる。この問題意識は、公共放送であるNHKにとっても、特定のスポンサーとの契約を背景に放送している民放にとっても同様のはずである。

実現した「無線テレビボックス」サービスは、この点に配慮したものとなった。BBTVの説明によれば、映像配信サービスのポータル画面に「その一部」として取り込まれるイメージであった放送チャンネルの選択ボタンや受信画面は、明確なフレームを施したポップアップ画面とされ、そのフレーム上には視聴中のチャンネル名が明示されることになった。配信サービスの画面とは切り離すことを基本とする画面構成である。一部のPCメーカーが採用するチューナーボード内蔵のPCの場合とほぼ同等の見え方となる。放送の主体についての誤解が生まれぬよう配慮を加えたものと言えるだろう。

二つ目の「レンタル・サーバー」提供サービスは実現していない。

このサービスは、サーバーを設置した第三者が、これを放送受信録画用に用いて行う営利事業と言えらる。「録画を行うのは視聴者であり事業者ではない」という論理で、これに類したサービスが試みられることは多く、刑事事件や裁判になる例もある。05年11月には、手が込んだ仕組みで海外在住者向けに録画視聴を可能にする「録画ネット」というサー

ビスに、地裁に続き知財高裁でも業務差止めの仮処分決定が下されたばかりである。

視聴者が放送を録画する「私的録画」は、「自ら私的な範囲で零細に行う」ことで可能となっている行為である。基本的に、サービス事業者が構築した仕組みを用いて行う複製行為は、許容される「私的録画」ではない。レンタル・サーバーの場合、受信するアンテナが家庭側にあるのかサーバー側にあるのか、など詳細な論争も予想されるが、いずれにしても著作権制度の大元の考え方からすれば、このサービス形態は複製権侵害にあたると思われるのが常識的だろう。

一般に、通信インフラを用いた新たな映像配信事業には、放送コンテンツへの関心が非常に大きい。しかもその中には、放送コンテンツを「ただ乗り利用」する意図が透けて見える場合もある。それどころか、無料放送のコンテンツは、誰でも自由に利用可能とすべきだ、とする主張すら見られることがある。

放送事業者、なかでも地上波、BS波の多くを占めるNHKと無料民放は、免許区域のあらゆる人々に向けて、「権利の塊」といえる膨大なコンテンツを送信している。アクセス制御は行われず、その利用行為が管理されることもない。技術的に「ただ乗り利用」することは容易である。それだけに、これらの膨大な権利に責任を有する放送事業者にとって、ネット系サービス事業者が放送を見つめる眼差しは、不信感を呼び起こすものとなりがちである。

③二種類の「放送コンテンツ」

ブロードバンド配信等のネット事業者が「放送コンテンツ」に抱く期待を考える場合、

その言葉に、二種類の意味が混在していることに留意する必要がある。

一つは、VOD（ビデオオンデマンド）配信における番組利用のように、配信事業者が自らのサービスに用いるため調達する個々のコンテンツとしての「放送番組」である。本稿の第一回、第二回で見てきた「映画の著作物」としての個別番組である。一方、前述の事例のように、受信者に向けて送信された「放送波」の受信後の利用も関心の対象となり、これにも「放送コンテンツ」という言葉が用いられることがある。利用する対象は、個別の番組ではなく、チャンネルの波自体となる。

本稿のテーマは、この「受信した放送の利用」である。ここでは、単なる個別番組の扱いと異なり、「受信する放送波」というメディアそのものの位置づけが大きく関係することになる。そこには、著作権制度と放送制度が絡み、問題は複雑化する。

まずは、著作権制度を見ていくことにしよう。

3. 放送をめぐる権利の規定

①放送事業者の権利

わが国の著作権法が規定する権利の種類は、「著作者の権利」（著作権）と、著作隣接権と総称される「実演家の権利」「レコード製作者の権利」それに「放送事業者および有線放送事業

者の権利」の三つの権利である。（表1参照）

本稿の主テーマは、この三つ目の著作隣接権「放送事業者の権利」*である。

*有線放送事業者の権利は、放送事業者の権利とは別に規定されるが基本的には同等の規定なので、以下、放送事業者の権利について見ていくことにしたい。

「放送事業者の権利」は、著作権と異なり、わずか四つの利用形態に権利が設けられているだけである。「複製権（第98条）」「再放送権・有線放送権（第99条）」「送信可能化権（第99条の2）」「テレビジョン放送の伝達権（第100条）」がそれである。

権利の対象となるものは、放送事業者が送出し、受信者に受信される「放送」である。その概念を正確に把握するため、法規定そのものを見ておこう。

例えば複製権を規定する第98条は、「放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する（下線筆者）」としている。

複製権以外の三つの条では、下線部にあたる目的語の部分は「その放送」となっている。しかし、四つの権利のいずれの場合も、それぞれの利用行為に権利が発生するのは、「その放送」などを「受信して」行う場合である。誰でも受信することができる「放送」は、受

表1 著作権の全体像

区分	権利の種類	権利（支分権）が発生する利用行為の種類
著作権	著作者の権利	（著作者人格権）公表、氏名表示、同一性保持
		複製、上演・演奏、上映、公衆送信、＜言語著作物の＞口述、＜美術等の＞展示、＜映画著作物の＞頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案・変形
著作隣接権	実演家の権利	（実演家人格権）氏名表示、同一性保持
		録音・録画、放送・有線放送、送信可能化、譲渡、＜商業用レコードの＞貸与 *商業用レコードの二次（＝放送）使用料を受ける権利
	レコード製作者の権利	複製、送信可能化、譲渡、＜商業用レコードの＞貸与 *商業用レコードの二次（＝放送）使用料を受ける権利
	放送事業者の権利 有線放送事業者の権利	複製、再放送・有線放送、送信可能化、＜テレビ放送の＞拡大装置による伝達

（*は、通常、著作隣接権や支分権に含まれない）

信により濫用されないよう、著作権法が明確な保護規定を設けているのである。

保護される放送は、その内容が著作物であるかどうかを問わない。不特定多数の公衆に向けて発せられたそれぞれのチャンネルの放送波そのものを保護する規定である。

例えば、配信事業者が、放送事業者の許諾を得ることなく、その放送を受信して番組をネット上に公開したり再送信したりするのは、「送信可能化権」の侵害、および一般的には「複製権」の侵害も加わる違法行為となる。

また、ある放送事業者が、他の放送事業者の放送を受信して、勝手に自分の放送で再送信すれば、「再放送権」の侵害となる。それが有線放送であれば「有線放送権」の侵害である。もし、受信した放送を後刻異なる時間に再送信するのであれば、いったん放送を固定する行為が加わるので、さらに「複製権」の侵害も加わることになる。

②原権利者の権利

放送を受信して無断利用する行為は、放送事業者の権利を侵害すると同時に、放送波に載っているコンテンツに著作者等の権利が含まれていれば、その権利をも侵害したことになる。例えば、ドラマ番組であれば、まず番組を制作した番組著作権者の権利があり、これに、脚本、音楽(楽曲・歌詞)といった著作者の権利、および多くの場合は、俳優等実演家の権利、また市販CDが使われていればそのレコード会社と演奏者の権利も加わることになる。

なお、著作権制度では、表1のように権利の種類ごとに、さまざまな利用行為に関する権利(支分権)が定められており、利用行為によっては、同じコンテンツであっても該当

する権利者の種類が異なることもある。

放送の無断での受信利用行為を放送事業者の側から整理してみると、番組が外部調達コンテンツであって放送事業者が番組の著作行為には一切関わっていない場合には、放送事業者は、著作者ではないが著作隣接権者(放送事業者)として違法行為の権利侵害を受けたことになる。また、自ら制作し著作権を有している番組が利用されれば、放送事業者は、放送事業者の権利(著作隣接権)に加えて、番組の著作権者として著作権も侵害されたことになる。

このいずれの場合にも、番組に関わった原権利者の権利侵害も同時に起こっている。これらの原権利を「制作」や「放送」で利用した放送事業者としては、その責任上、この侵害行為に対して「第一の被害者」として前面に立たざるを得ない立場となる。

③放送の利用許諾は可能か

当然、放送事業者の権利は、他の著作権上の権利と同様「許諾権」である。しかし、放送には、放送事業者以外の極めて多くの権利が含まれていることを考えると、この許諾権は、他の許諾権と異なる性格があることに気付く。

多数の番組等コンテンツが編成されており、それぞれのコンテンツに放送目的に限定された権利物が多数含まれている以上、もし、放送の利用を望む者から利用許諾の申請を受けたとしても、放送事業者の判断だけでこれに許諾を与えることはできない。しかも、再送信のように放送波自体の長時間にわたる利用となれば、すべての番組のすべての権利者にその許諾を求める必要が生じ、事実上不可能というしかない。つまり、どんな利用申請に対しても「断るしか

ない」という特徴を持っているのである。

著作権上の許諾権は、通常、対価の支払いを条件に許諾を与えることで利益を得られる財産的な権利である。もちろん、利用を拒否できるという側面も重要だが、著作権ビジネスの観点からすれば、許諾できることに大きな価値がある。例えば、応諾義務を有する著作権等管理事業は、拒否しないことを明らかにしたうえで、利用行為からの使用料収入を増大させることを目的としている(本シリーズ第二回参照)。その点で、著作権ビジネスに最も適合する権利行使の形態であると言える。

放送事業者の権利の行使はそう簡単ではない。放送というメディアは、大量の権利物を、不特定多数の人々に向けて送信する。他の利用行為を想定していない権利者が大量に存在する以上、その信頼を確保しなければならない放送事業者は、放送を「利用させない」という形でしか権利行使することができない。放送事業者の権利は「使わせないこと」に実質的な意味があるのである。著作権ビジネスには向かない権利と言うほかはない。

4. 再送信同意の枠組み

放送の再送信は、放送による場合も有線放送による場合も、そしてネット配信による場合も、放送事業者の許諾を要する行為である。しかも放送事業者の権利は、「使わせない」ことを基本とする権利である。ところが、ケーブルテレビによる再送信は、これまで例外的に許諾されてきた。それは、何故なのだろうか。

①放送制度における再送信

著作権法に「再送信」という言葉は登場し

ない。前述のとおり、再送信は、そのメディアの区別にしたがって、受信した放送の「再放送」「有線放送」あるいは「送信可能化」という言葉で表現される。

「再送信」の用語が登場する法律は、放送制度に関わる「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年施行。以下、「有線ラジオ法」と略記)」、「有線テレビジョン放送法(昭和48年施行)」および「電気通信役務利用放送法(平成14年施行)」である。

再送信を考える場合には、それが、著作権制度と放送制度という二つの制度体系にまたがる行為であり、その具体的な規定は放送制度の側にあるという点を十分理解しておく必要がある。

この言葉が登場する法規定は、まず有線ラジオ法の第5条であり、「有線ラジオ放送の業務を行う者は、同意を得なければ、ラジオ放送事業者のラジオ放送を受信し、これを再送信してはならない」とされている。

テレビに関しては、有線テレビジョン放送法第13条1項である。そこでは、「有線テレビ放送事業者は、自らが保有する施設を持つ区域が、テレビ放送の受信障害地域を含む場合には、その地域の都道府県で開設されているすべてのテレビ放送のチャンネルを、内容に変更を加えることなく、同時に再送信しなければならない」とされている。いわゆる「義務再送信(「マストキャリアー」とも呼ばれる)」の規定である。

続いて、第2項に、ラジオの場合と同様「放送事業者の同意がなければ、再送信してはならない」という規定があり、「ただし、前項の義務再送信を行う場合には同意は要らない」とされている。

続く第3項には、前項の再送信同意について、「放送事業者の同意が得られなかった場合には、大臣裁定を申請できる」との規定があり、さらに続く項で、裁定のあり方が詳しく規定されている。そのポイントは、「放送事業者の不同意に正当な理由がない場合には、同意すべき旨の裁定をする」という点である。

その後に登場し、現在関心の対象となることが多い「電気通信役務利用放送法」においても、簡潔に「再送信同意」規定(第12条)が盛られているが、「義務再送信」「大臣裁定」の規定はない。

放送制度が描く「再送信」のスキームは、著作権法の放送事業者の権利規定と重畳する形の「再送信には同意が必要」をベースとしており、有線テレビジョン放送法に限り「義務再送信」「大臣裁定」という特殊な枠組みが設けられている。

「再送信」という同一の事柄に関して、もう一つの制度である著作権制度はどのように規定しているのだろうか？

②著作権制度における再送信への対応

放送制度の「義務再送信」や「大臣裁定」の考え方に見えるように、「放送波を視聴者に届ける」という機能を重視すれば、再送信には「放送を補完する」役割を見出すことができる。著作権制度は、これに呼応する形で、再送信が果たす役割に理解を示す特別な規定を設けている。その一つが、義務再送信の場合への対応であり、もう一つは、非営利の再送信の場合の「権利制限」である。

< 義務再送信 >

放送事業者の「再放送権・有線放送権」を定める著作権法第99条は、第2項で「(前項の再放送・有線放送の権利規定は)放送を受

信して有線放送を行う者が、法令の規定により行わなければならない有線放送については、適用しない」としている。つまり、放送制度において指定された義務再送信に対しては、放送事業者は権利を主張できない。有線テレビジョン放送法第13条の義務再送信の規定と整合のとれた規定である。

米国等諸外国においても、マストキャリアと呼ばれる義務再送信の枠組みが見られ、その場合「権利者への補償金支払い」など著作権制度とリンクして実施されていることが多い。

ただ、わが国の著作権法には、義務再送信の場合に、放送事業者以外の権利者の「許諾権」がどうなるのかは規定されておらず、原権利者の権利処理が必要になると考えられる。だが、これまでわが国においては、義務再送信の指定が行われたことはない。そのため、実際問題として義務再送信が権利面からどのように実現するのかは不明である。

< 非営利の再送信 >

もう一つの、非営利の再送信の権利制限規定は、多くの場合に該当している。

著作権法第38条2項は「放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送することができる」と規定している。著作権上の権利は制限され、有線放送事業者は権利者の許諾を得ずに再送信できる。著作権にも著作権隣接権にも適用される規定である。放送事業者の権利だけでなく、放送に含まれる著作権上のすべての権利物について「許諾をとらなくてもよい」ことが明示されているのである。

当初のラジオ、テレビの有線放送は難視聴対策のための施設が多く、その場合には、この規定が不可欠であった。営利事業者による

「ただ乗り」は認めないが、放送法制と同様に、再送信が果たす「放送を補完する役割」に理解を示したものと言えるだろう。

その場合の再送信同意は、著作権上の「権利許諾」の意味を持つものではない。有線テレビジョン放送法等の放送制度の規定に基づく必要手続きとして行われるものである。

③放送の補完としての再送信の同意三条件

再送信同意にあたって放送事業者は条件を付すことになる。放送を補完する役割の再送信で送られる信号は、当然ながら直接受信できる場合と同等でなければならないからである。放送信号が家庭に届くのと同一の形、つまり、受信したチャンネル信号を「そのまま」「同時に」送信することである。また、放送事業はサービス地域を特定して行われる事業であることから、そのサービス地域が、「放送の対象地域内」に限定されていることも条件となる。この三つの条件は、再送信が放送の補完として、視聴者や権利制限された原権利者を含むそれぞれの関係者に、メリットとなりこそすれ、デメリットとはならないようにするための、基本的要件といえることができる。

これに関連して重要なのは「再送信同意は無償」という契約慣行である。放送を補完する役割を持つ「非営利」の再送信と、そのための「権利の制限」という関係を踏まえれば、再送信の「申請と同意」という契約関係に使用料等の対価が入り込む余地はない。「三条件」と「無償」は、再送信の趣旨を踏まえた同意の基本的な枠組みである。

④営利事業での再送信

これに対して、受信者と契約し料金を徴収

する有線放送事業での再送信は、放送制度上は「非営利」の場合と同じ規定による行為だが、著作権制度上の位置づけは一変する。

放送事業者や番組に含まれる著作権上の権利者（原権利者）の再放送・有線放送権は、権利制限されることなく、権利行使の対象となる。つまり、放送事業者が再送信同意を与えることは、即ち著作権上の許諾の意味を併せ持つことになるのである。

放送事業者にとっては、ケーブルテレビによる再送信（有線放送）が仮に営利であっても、放送の補完伝送路の役割を果たすならば、引き続きメリットがあるとも言える。しかし、番組に含まれる原権利者がメリットを享受するわけではない。許諾した放送事業者による放送ではなく、別の営利事業者が行うコンテンツ利用行為でしかない。著作を業とするプロの原権利者にとって、営利事業者による再送信が無償のままであれば「ただ乗り」以外の何ものでもない。著作権は経済的権利でありその対価を求めるのは当然となる。

<五団体ルール>

著作権上の原権利者の代表となる権利者五団体は、文化庁の仲介も得てケーブル事業者の団体（現・日本ケーブルテレビ連盟）と交渉を行い、昭和48年、双方の合意が成立、権利処理ルールが策定された。各ケーブルテレビ事業者が、ケーブル事業での受信料収入に一定の料率を乗じた額を、包括的な使用料として権利者団体に支払うものである。

契約当事者となる権利者五団体とは、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文芸著作権保護同盟（現在、日本文藝家協会が継承）と、関係する団体として実演家の日本芸能実演家団

体協議会である。

現在、ケーブルテレビ（有線放送）事業者の再送信にはこのルール（「五団体ルール」と呼ぶ）が確立しており、放送の再送信を行うケーブルテレビ放送事業者は、標準契約書に基づく契約を結び、使用料を支払って再送信を行っている。

一方放送事業者は、非営利の場合の同意条件に、「ケーブル事業者が責任を持って原権利者への権利処理を行うこと」を加えた条件で、「再送信同意」を与えている。ただし、この同意にあたって放送事業者は、原権利者と異なり、「無償」で同意する立場を維持している。放送の補完として放送事業にもメリットをもたらす効果と、加えて、放送制度上の慣行に配慮したものと考えられる。

< 五団体ルール契約をめぐる訴訟 >

この五団体ルールについては、ケーブルテレビ事業者がその不当性を主張して使用料の支払いを拒み、五団体がこれを訴えた訴訟例がある。05年8月に知財高裁が被告敗訴の判決を出した事例である。

被告ケーブルテレビ事業者はいったん五団体との契約を締結したものの、契約は不当なものであり、権利者団体側の詐欺により錯誤して締結したものであると主張した。判決の文面に現われた被告の主張は、牽強附会の印象が強い論理だてで、次のような論を展開している。

「同時再送信は、有線テレビジョン放送法にしたがい放送事業者の同意を得て放送の履行補助行為として行うものである。受信者は無線放送と有線放送を二重に視聴するわけではなく、履行補助者の行為は独自の権利利用行為ではないから、著作物の新たな使用には

当たらず、放送事業者の同意さえあればよい」

これに対して高裁判決は、放送と有線放送は定義上も別の利用形態であり、送信の主体も現実の送信態様もまったく異なることを挙げ、「同時再送信は、放送事業者による放送とは別の公衆送信であり、これを有線放送事業者による放送の履行補助行為であるということとはできない」と全面的に退けている。

この訴訟の主要な論点はこれとは別に、JASRACとの包括契約や、有線放送に関わる実演家の権利が五団体契約とどのような関係にあるか、という個別の点にある。が、再送信に関する原権利者の権利そのものを否定する被告の主張は、放送の「ただ乗り」利用の思惑が急速に膨らむ時代を象徴するものに見える。その意味で、05年8月という時期に、高裁判決が「再送信は、元の放送とは別個に著作権上の権利許諾を要する行為である」という基本を明確に示した意味は大きいだろう。

5. 新たな再送信主体の登場

～ IP マルチキャスト

再送信の「許諾」は、「放送の補完」という限定された意味づけで、関係者それぞれの合意により例外的に成立している枠組みである。そこに、新たな「再送信」問題が持ち上がった。冒頭に記した、ネットワーク伝送路を利用したIP映像サービスの事業者による再送信である。

この公衆送信の形態は、無線通信でない点で有線放送に類似しているが、多くの点で異なる面を持つ。

例えば、有線放送が自前の設備での放送サービスを前提とするのに対して、公衆が用いることも可能な第三者管理のネット回線を

伝送路として用いる。また、伝送路上のいくつも存在する回線のポイントにコンテンツを一時的に蓄積する技術特性を持つ。また、誰でも受動的に受信できる送信形態ではなく、なんらかのアクセス行為によって受信が成立するという特徴もある。

無論、営利事業であれば権利処理は必須である。だが、それ以前に、このサービス形態で放送の再送信を行うことは、著作権上どのような位置づけになるのだろうか？

① 「送信可能化権」の導入～97年著作権法改正

少し古い話になるが、デジタルネットワーク時代を迎えた97年、わが国は世界に先駆けて、前述の「自動公衆送信」「送信可能化」という概念を著作権法に導入、その利用行為に関する権利を、著作者と、実演家、レコード製作者に付与する法改正を行った。その後02年の改正で放送事業者と有線放送事業者にもこの権利を付与している。デジタル時代のネットワーク利用の膨大な広がりとその混乱を予想して、デジタル化進展の比較的早い段階で設けられた権利規定である。

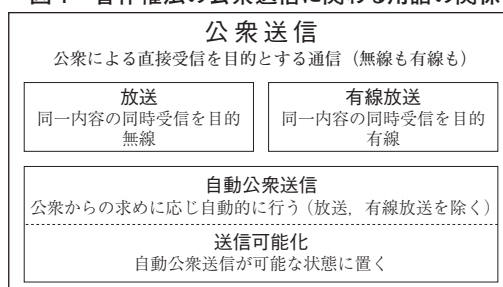
著作権法において「自動公衆送信」とは、「放送」や「有線放送」と同様に「公衆送信」の一形態である。(図1参照)「公衆送信」の定義は、「多数者が直接受信することを目的とする電気通信の送信」とされている。しかし、「放送」と「有線放送」が「同一内容を同時に」受信可能にするのとは異なり、「自動公衆送信」は、「受信者からの求めに応じて自動的に行われる送信」とされ、明確に一線を画する概念である。

「自動公衆送信」と「放送」「有線放送」との違いは、「受信者アクセス主導」と「一斉同報の受動的受信」の違いと言い換えることが

できる。

また、「送信可能化」とは、アクセスがあれば自動公衆送信が行われる状態に著作物等を置くことを指す。「送信可能化権」とは、仮にアクセスがなされず自動公衆送信が実現しなくても、その状態に置く行為自体に権利が発生することを示している。したがって、「自動公衆送信権」は、実質的には「送信可能化権」の形で働くことになる。

図1 著作権法の公衆送信に関わる用語の関係



② 放送事業の新しい形態～02年電気通信役務利用放送法施行

著作権制度の法改正から少し後れる02年、放送制度にも動きがあった。デジタル時代の放送と通信の両面にまたがる新たな事業形態を規定した「電気通信役務利用放送法」の施行である。

地上波放送や有線テレビジョン放送では、放送専用の自前の設備を用いて放送する。少し異なる形に受託委託放送の枠組みもあるが、その際の設備も実質的に放送専用のものに限定されている。これに対して、新たな電気通信役務利用放送では、放送専用の設備は必要ない。第三者の電気通信事業サービスを利用して放送を行うことができる。これにより、「放送事業」への参入には、設備の負担が必須ではなくなり、「登録制」という形で参入や撤退も容易になったのである。

新法が対象にしようとしたのは、一つは、それまでの通信事業の枠組みから受託委託放送の枠組みに移行していたCS放送であり、もう一つは、今後伝送路のデジタル化を迫られる有線テレビジョン放送だった。さらに、電気通信のサービスを利用する事業者としては、新規のIP方式のネット送信事業が考えられたが、当時のネット配信事業は「受信者の個々の求めに応じて個別に送信する形態」として除外された。法はあくまで放送概念にあたる事業に関するものとされている。

③ IP マルチキャストは放送か

その後、実際の登録にあたって、ヤフーグループのBBTVのように「IPマルチキャスト」方式のサービスを行う事業者が登場した。これを受けた総務省は、IP方式であってもIPマルチキャストは、除外すべきネット配信サービスとは異なり、放送制度上の「放送」に該当するとして、この申請を受け付けることにした。

これに対して著作権制度を所管する文化庁著作権課は、「IPマルチキャストによるサービスは、著作権上の放送にはあたらない」という見解を明らかにしたのである。これが、冒頭の情報通信審議会答申の「著作権上の位置づけの明確化」の文言に現われる混乱の始まりである。

著作権課の見解によれば、マルチキャストといっても信号は受信者の手元まで届いておらず、受信者が能動的にアクセスすることで自動的に受信が可能になる仕組みであることに変わりはない。この公衆送信はあくまで「自動公衆送信」であり「放送」ではない。

<「放送」概念のズレ>

一方の放送制度上の「放送」の定義を、放

送法(第2条1号)や電気通信役務利用放送法(第2条1項)から見ると、「公衆によって直接受信されることを目的とする」電気通信である。これは、著作権法でいう「公衆送信」の概念と同一であることがわかる。放送制度が考える放送は、著作権制度が考える「同一内容の同時受信」を含まないのである。

前述のように97年の著作権法改正において、「同一内容の同時受信」を目的としない「自動公衆送信」は、「公衆送信」の一部だが、明確に「放送」とは異なる概念と規定された。しかも、「自動公衆送信権」の実質的な機能となる「送信可能化権」は、その時点で、「著作者」に加えて、「実演家」「レコード製作者」にも付与されているのである。

一方で、「放送」使用に関しては、実演家とレコード製作者に、許諾権はない。

著作権法において、「再送信」を含めて放送番組等の放送コンテンツを送信利用する場合、それが「放送」であるか「送信可能化」であるかによって、権利者の広がりがかつて異なる形になっているのである(本シリーズ第二回(12月号)参照)。

現状では、放送の定義のズレから生じた、二つの制度を所管する省庁の「IPマルチキャスト」をめぐる解釈のズレは今もって解消していない。

文化庁著作権課の甲野正道課長は、05年11月21日に行われた講演で、IP再送信を促進しようとする情報通信審議会答申への配慮をにじませ、解釈見直しや法改正の可能性に言及しながらも、権利処理作業の混乱の可能性を念頭に、状況を慎重に見守りながら対応していく姿勢を表明している。

6. IP マルチキャストによる再送信は可能か

電気通信役務利用放送法に登録する事業には、同法第15条により、そのコンテンツ内容に放送法の編集等に関する通則のほとんど（第3条の2の2項を除く第3～5条）が適用される。例えば、報道の正確さはもちろん政治的公平性を守ったり、番組内容を周知広報したりする責務があるほか、放送番組の編集の基準を定めたり、番組審議会を設置したりする義務も生じる。

立法当初、ネット事業者の多くは、この法による規制を受けることになるのではないかと心配し、総務省はそれを払拭する必要もあり、当時のアクセス型のネット配信事業は適用外であることを明確にした。

今、IP マルチキャスト事業者は、これらの規制を受けてでも「放送」の地位を得ることが重要だと考えている。その大きな理由は、やはり地上波放送の「再送信」への期待である。無償での地上波の再送信が、契約者の飛躍的な増加をもたらすと信じられているのである。

だが、伝送路の連携に関する技術的な問題はともかく、権利契約の問題として、再送信は可能なのか、疑問は解消していない。問題を整理しておこう。

①原権利者の権利処理は可能か

IP マルチキャストが著作権制度上の「有線放送」であるとすれば、そのサービスは、放送事業者の「有線放送権」（第99条）、および著作者の「公衆送信権」（第23条）のうち「有線放送」（第2条1項9の3号）に関わる権利を利用する行為となる。これは、現在ケーブルテレビ事業者が行っている再送信サービスと同

じであり、その権利処理も、同様のルールで可能になるだろう。同意条件に基づく放送事業者との「再送信同意契約」と、使用料支払いを伴う原権利者との「五団体契約」である。

現に、同じようにネット伝送路を用いる電気通信役務利用放送事業者であっても、「IP 方式」でなく、ケーブルテレビの場合と同様の信号形態である「RF 方式」で送信を行う事業者は、既にこの形で契約を交わし再送信を行っている。

これに対して、「自動公衆送信」であれば、前述のように、放送事業者および著作者の「送信可能化権」に加えて、実演家、レコード製作者の「送信可能化権」の処理も必要となる。これは、現行の「五団体ルール」でカバーできる権利ではない。IP 再送信のためには、放送時に必要でなかった権利者にまで許諾を得る手続きが必要となるのである。

放送の再送信となれば、実演家やレコード製作者は量的にも大きな重みを持つ。事前許諾を得るため、権利者を特定することさえ不可能である。五団体ルールや米国等の再送信補償金制度のように、包括的な処理を可能にする特別な枠組みが策定されない限り、原権利者の権利処理は不可能というしかない。

②放送事業者の再送信同意は可能か

放送事業者にとっては、その再送信が有線放送であれ自動公衆送信であれ、有線放送の場合と同様に視聴者から見て「直接受信と同等」かどうか最も重要なポイントとなる。

IP マルチキャストの送信形態を技術的に見ると、放送や有線放送と同様に「同時一斉」に送信しているのは、せいぜい電話局単位のサーバーまでであり、確かに視聴者までは届いていない。このサーバーまで視聴者が信号

を取りに行く作業を行うことによって、信号は手元に到達する。その際に、各家庭に同時に届けることができるチャンネル数は、デジタル放送のハイビジョン画質とした場合で最大3チャンネル程度と言われる。これは、録画機等も合わせて複数のチューナーや端末の保有が当たり前になっている家庭にとって不十分な印象が残るものだろう。

放送事業者は、責任の持てる品質の内容と信号を確実に視聴者に送り届けることを重視する。再送信は第三者の責任であると割り切ることができればよいが、視聴者本位を考えるならば、ことはそう簡単ではない。

放送事業者が第三者によるIP再送信への同意を与えるには、まず権利処理問題の解決が大前提となるだろう。そして、視聴者の受信環境の視点からは、同意の基本三条件である「信号そのまま」「同時に」「放送地域内限定」が満たされるかどうか最大のポイントだろう。加えて、放送事業者は自局チャンネルに各視聴者が確実にアクセスできない可能性に対して判断を求められることになる。

7. 終わりに ～放送の公共性を守るもの

情報通信審議会の第二次中間答申は、放送の補完として新たな伝送路の利用を模索している。ケーブルの場合と同様に、衛星やIPの技術や伝送路が、全国津々浦々へあまねく電波を届けることの補完手段となりうるのは確かだろう。放送電波が届きにくい、いわゆる条件不利地域に営利事業者がIP網を敷設することがどこまで可能か、という難題を抱えつつ、05年末現在その技術的な検討が進行中である。

しかし、どのような技術や伝送路を使うに

しろ、放送を視聴者に届ける主体が誰であるかが、放送事業にとって重要なポイントであることは変わらない。視聴者にコンテンツを送り届け、視聴者と直接相対する役割を第三者に委ねるならば、それは放送事業ではなく、コンテンツ供給事業と言うべきである。

著作権制度は、視聴者に送り届けられるコンテンツとしての「放送」を法的に保護し、その送り届ける主体に権利を与えている。その趣旨は、「利用許諾による権利ビジネスを行うため」ではなく、この大量送信が「放送事業者の責任のもとで、第三者に剽窃されることなく安全に行われるため」である。

熱を帯びる「放送と通信の融合」論は、技術的な可能性と期待されるビジネスの側面に過大な意味を与えているように思える。しかし、「コンテンツを公衆向けに送信するメディア」の公共性は、電気通信用語としての放送か通信かに関わりなく今後も重要であり続けるだろう。

放送と通信が連携する新しい時代の秩序を作り出すためには、IPマルチキャスト問題だけでなく、放送と著作権という二つの制度双方のスタンスを総合的に把握した取組みが、不可欠なのである。

シリーズの終りにあたって、デジタル時代の進展が、視聴者ニーズを的確に踏まえ、利用者にも権利者にも納得のいく恩恵をもたらすことを期待したい。

(たけうち ふゆろう)